



国保(国民健康保険)のこト。

知ってほしい、

誰もが必要な医療を受けられる 社会保障のひとつです

国保とは「国民健康保険」の略称で、人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。その運営のために国庫負担も投入され、国の社会保障として運営されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることができない人々の医療保障を図り、「受診する権利」、「健康になる権利」、「生きる権利」を保障するために、国民すべてがなんらかの公的医療保険制度に加入する「皆保険制度」の土台として整備されてきました。

国保法は、国民の生存権を定めた憲法25条に基づく法律なのです。

「国保」の目的は社会保障です

旧国保法「国保は助け合い」

旧法第1条(1938年)「国民健康保険は相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩または死亡に関し、保険給付を為すを目的とするものとす」

運営も加入も任意

現在の国保法「国保は社会保障の一環」

新法第1条(1958年)「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」

国民全員が加入対象
(他の公的医療保険加入者は適用を除外)

国民皆保険であるための大切な条件は、①保険証は無条件交付であること、②保険証1枚で「いつでも、どこでも誰でも必要な医療が受けられる」こと、③全国一律の公的給付の三つです。

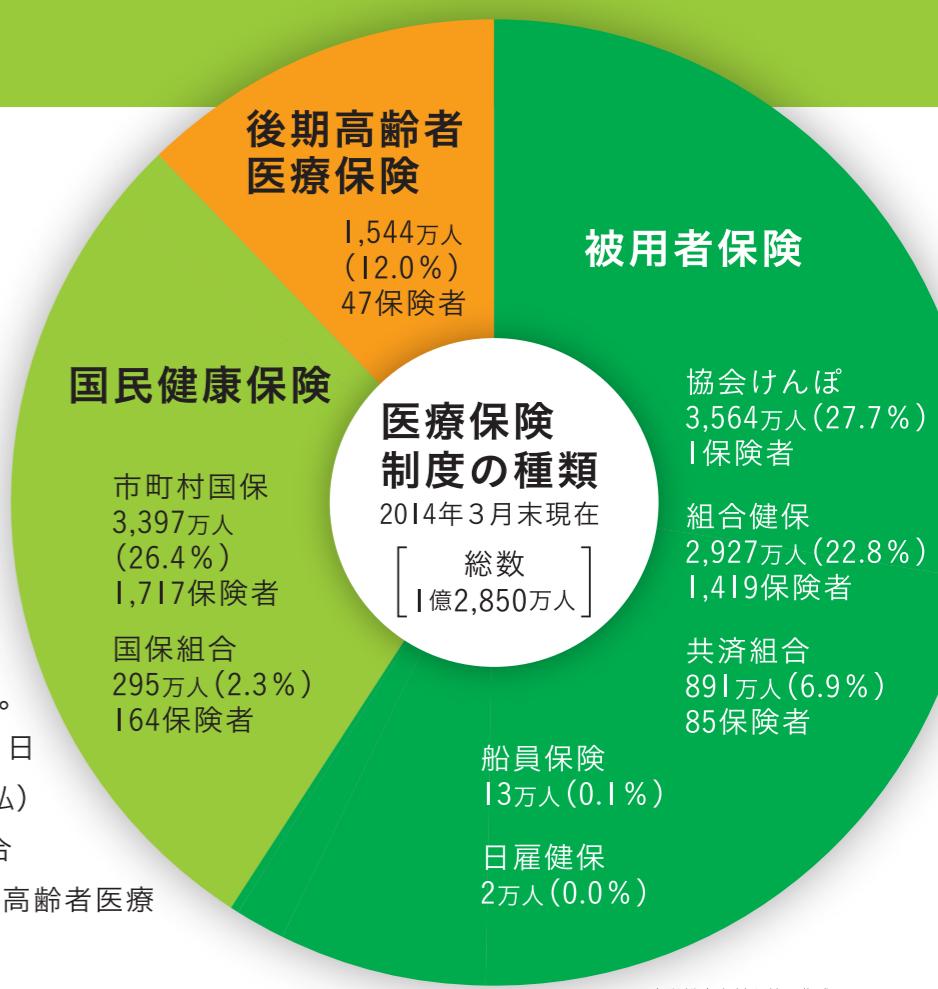
公的医療保険の種類とは？

日本の公的医療保険制度にはどのような制度があるのでしょうか。年齢で分けると2種類、74歳までの人が加入する保険が2種類、75歳以上の方が加入する保険が1種類です。

- ① 0歳から74歳の方が加入する保険
2種類がさらに細分化されています。
被用者保険…協会けんぽ、組合健保、日雇健保、船員保険、共済組合(国・地・私)
国民健康保険…市町村国保、国保組合

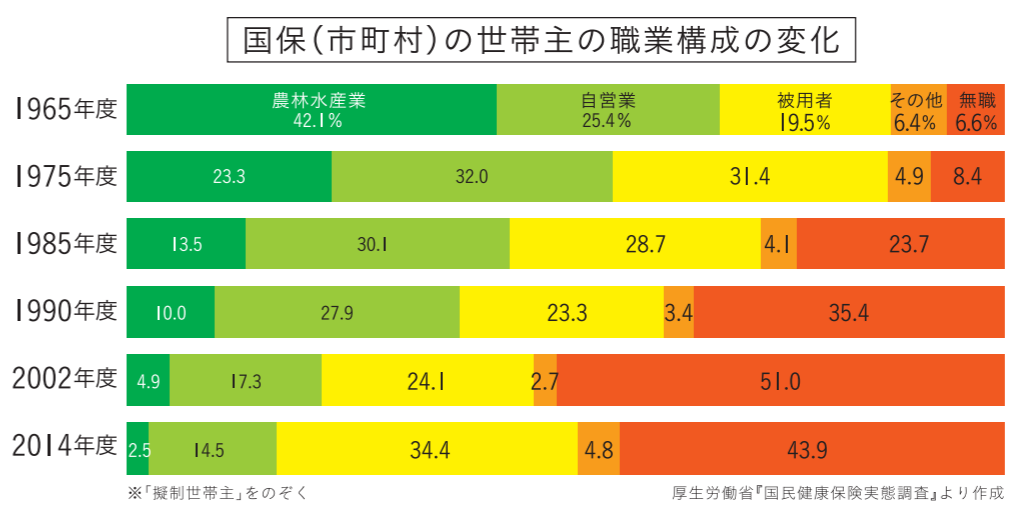
- ② 75歳以上の方が加入する保険…後期高齢者医療保険

※介護保険…40歳から64歳は第2号被保険者、65歳以上は第1号被保険者となります。



※厚生労働省資料を基に作成。総数については、実際の総人口数や医療保険適用者数と相違している。

最後の受け皿、国保加入者の8割が「無職」と「ワーキングプア」



国保加入者の世帯主で最も多いのが「無職」43.9%、次に多いのが「被用者(労働者)」34.4%で、合わせて約8割にも。農林水産業、自営業者の加入者は減少し、「被用者」の増加は、派遣などの非正規労働者の増大が影響していると思われる。

「擬制世帯主」とは？
国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国保税の納税義務者は世帯主といえます。このような世帯を擬制世帯といい、世帯主を擬制世帯主といえます。